

「特に優れた業績による返還免除制度」申込要項

大学院第一種奨学生のうち、申請資格を満たす返還免除希望者は、本要項に従い、所定の期間内に申込手続（申請書類の提出）を行ってください。選考の結果、返還免除者となった場合には、当該課程在学中に受給した第一種奨学金（全額または半額）が免除されます。

1. 申請資格 : 次の 全て を満たす者

2004年度以降に採用された大学院第一種奨学生で、2018年3月に貸与を満期終了（2017年度途中満期を含む）する者または異動による2017年度中の貸与終了者（2017年9月修了者や2018年3月短縮修了予定者を含む）

満期終了以外の貸与終了者（短縮修了予定者、2018年度日本学術振興会特別研究員の採用者を含む）は、辞退のための「異動願」を2月末日までに必ず奨学課へ提出してください。未手続の場合は申請資格がありません。

在学中の課程において、自分の専攻分野で、後述「8. 返還免除の対象業績一覧」の対象業績に該当する業績（修士・博士後期課程は原則として“学内”・“学外”両方の業績が必要）をあげた者。

返還誓約書を提出した者

2017年度採用者で、奨学金採用直後に提出することとなっている、「返還誓約書」が未提出の者は、1月末日（2017年12月採用者は2月9日）までに奨学課へ必ず提出してください。提出が未了の場合、申請書類を提出しても返還免除の選考対象から外れます。本制度申請者で現在返還誓約書未提出の場合、保証制度の変更は認められません。

【注意】返還免除の審査結果に関わらず、2018年4月以降も引続き大学に在学し奨学金の返還猶予を希望する場合は、2018年4月中にスカネット・パーソナルを通じて「在学猶予願」を提出してください。

【注意】2004年3月以前に採用された大学院第一種奨学生は、教育・研究職に就くことによる返還免除制度が適用されます。

【注意】本制度認定者と確定する前に当該課程における第一種奨学金の一括返還を行った場合、免除の対象とはなりませんのでご注意ください。

2. 申請書類の提出締切日・場所

提出締切日 : 2018年2月1日（木）【厳守】

提出場所 : 法学研究科事務所

3. 必要な申請書類

（1）「業績優秀者返還免除申請書」（所定の様式1-1表&裏、様式1-2）

後述「6. 申請書類作成にあたっての注意事項」の（1）をよく読み、所定様式の必要事項を全て記入・捺印してください。

（2）業績を証明する書類

後述「6. 申請書類作成にあたっての注意事項」の（2）をよく読み、申請する業績（申請書の様式1-1裏面「■特に優れた業績の要旨」欄記載の業績内容 複数可）全てについて、証明書類を全部提出してください。証明書類毎に「業績を証明する書類 表紙」を付けてください。業績の評価・選考は、提出された証明書類に基づき行います（申請書の記載のみでは評価の対象とはなりません）。

（a）進路報告（MyWasedaからの進路報告）

後述「6. 申請書類作成にあたっての注意事項」の（a）を確認し、返還免除希望者は必ずMyWasedaから進路報告を行ってください。なお、進路状況が返還免除の審査に影響することはありません。

4. 推薦者発表

3月下旬に所属研究科を通じて学内の審査結果をお知らせしますので、必ず確認してください。

ただし、審査により本学の返還免除推薦者となっても日本学生支援機構の認定により返還免除が認められない場合があります。最終的な返還免除結果は後述5で確認してください。

5. 返還免除認定者の発表

返還免除認定者には、7月頃までに日本学生支援機構から直接、返還免除額（第一種奨学金貸与総額の全額または半額）等について通知があります。

所属研究科で申請学生の業績（学内および学外）について総合的に評価を行い、大学の選考・推薦を経て、日本学生支援機構が最終的に返還免除者を決定します。

6. 申請書類作成にあたっての注意事項

（1）業績優秀者返還免除申請書

所定の様式 1-1（両面）と様式 1-2 に必要事項を全て記入し、捺印（シャチハタ等ゴム印不可）してください。

誤り等を訂正する場合には、必ず二重線で消し、捺印した印と同一のもので訂正印を押印した上で、余白に正しい内容を記入してください。

訂正例） 慶応義塾大学 早稲田大学

訂正印

基本情報 欄 （様式 1-1 表）

- ・“課程”から“現住所”まで、**全ての項目を記入**してください。誤記入がある場合、選考に支障が生じる場合があります。特に、課程、研究科名・専攻名、学籍番号、奨学生番号、現住所の記入に際しては十分注意してください。
- ・氏名欄にはフリガナをつけ、楷書で丁寧に自署（ワープロ入力不可）の上、必ず捺印（シャチハタ等ゴム印不可）してください。
- ・奨学生番号とは、奨学生証や返還誓約書（本人控）に印字された11桁の番号（6～）です。
奨学生番号は、返還確認票や MyWaseda の個人別奨学金照会画面でも確認できます。
- ・現住所欄には、現在大学に届け出ている住所を記入してください。卒業後に現住所が変更となる場合は、「返還のてびき」を参照のうえスカラネットパーソナル等を通じ機構に届け出てください。日本学生支援機構からの連絡先（結果通知の送付等）となります。

■大学院における研究課題等 欄 （様式 1-1 表）

- ・[修士課程・博士後期課程] の学生
→ 学位論文や研究課題の「題目」「概要」をそれぞれの所定欄内に具体的に記入してください。
- ・[専門職学位課程] の学生
→ 特に力を入れて取り組んでいる専門分野・テーマ等について、「題目」「概要」をそれぞれの所定欄内に具体的に記入してください。

■教育研究活動等の業績 欄 （様式 1-1 表）

- ・所属の研究科が定める「業績の種類」（後述8の 対象業績 を参照）のうち、**申請する全ての業績項目**に“○”を付けてください。

■特に優れた業績の要旨 欄 （様式 1-1 裏）

- ・おもて面の「■教育研究活動等の業績」欄で“○”を付けた**全ての業績項目について、具体的な内容（主要なもの）**を記入してください。
- ・**要旨に記載する業績内容全ての証明書類が必要になりますので、注意してください。**
- ・本欄下【返還誓約書の提出について】部分には、提出済み or 提出予定のいずれかに“○”を付け、提出予定の場合は提出予定年月日を記入してください。なお、2010 年度以降に採用された者の**返還誓約書は原則採用時に提出済みとなっています。**2017 年度に採用された者のうち未提出の場合のみ提出予定および提出予定日欄への記載が必要となります。

【口座振替加入申込の手続きについて】部分は申請時点の状況に☑を入れてください。未加入の場合は速やかに加入手続きを行うようにしてください。

指導教員等の推薦理由 欄 (様式 1-2)

- ・申請書類の提出前に予め、指導教員等に依頼し、必ず推薦理由の記入・自筆署名・捺印を受けてください。

奨学生番号・学籍番号・氏名・研究科名等の欄は、事前に申請学生が記入してください。

指導教員がいない場合には、法学研究科事務所に相談してください。

【注意】申請書類に不正や虚偽が発覚した場合には、返還免除申請が無効になります。

(2) 業績を証明する書類

・「業績優秀者返還免除申請書」の“ ■教育研究活動等の業績 ” および “ ■特に優れた業績の要旨 ” の欄に記載した業績項目・内容全てについて、あなたがその業績をあげたことと業績内容・時期が確認できる証明書類を提出してください。業績を証明する書類毎に「業績を証明する書類 表紙」をつけ、学籍番号・氏名・申請する業績項目番号を記載してください。また、証明書類に記載されている自身の氏名、作成年月(または発表年月、投稿年月、受賞年月等の日付)はマーカー等を使用して容易に確認できるようにしてください。

主な証明書類には下表のようなものがありますので、参照してください。

【注意】申請書に記入しても証明書類が未提出の場合、その業績は審査の対象外になります。

顔写真が掲載されただけ(氏名等の掲載なし)の新聞・雑誌記事は認められません。

対象業績 となっていれば、審査中の論文・印刷中の著書等も申請することができます。

この場合、投稿中または印刷中である旨を必ず明記し、それを証明する資料(受領証や投稿受付のメール等)を添付してください。

(a) 進路報告

本制度による返還免除者については、日本学生支援機構による進路状況調査があり、個人が特定されない統計データとして本学から回答します。そのため、返還免除希望者は必ず MyWaseda から進路報告を行ってください。進路報告の方法が不明な場合は、キャリアセンターに確認してください。なお、進路状況が返還免除の審査に影響することはありません。

(参考) 主な業績を証明する書類

業 績	主な業績を証明する書類<参考例>
論 文	論文(修士・博士論文の場合、研究科提出用の概要書コピーでも可) 抜刷、掲載誌(表紙、目次、該当ページ部分をそれぞれコピー) など 概要書は、“研究科受付印”・“ 題目 ”・“ 氏名 ”・“ 概要 ” が確認できるものに限りです。 印刷中のものは、校正紙(ゲラ)でも差し支えありません。 査読付論文で印刷中のものは、査読結果通知等(団体発行)を併せて提出してください。 投稿・審査中のものは、投稿論文の受領書・メール等(団体発行)を併せて提出してください。
学会発表	学会のプログラム(表紙、目次、該当ページ部分の全コピー) など
著書等	著書(表紙、目次、該当ページ部分をそれぞれコピー) 掲載新聞・雑誌(表紙・目次・該当ページをそれぞれコピー) など
表彰・受賞	賞状のコピー、合格証のコピー など
発 明	特許願(特許の内容・申請年月日、学生の氏名が確認できる部分の全コピー) など
成 績	学業成績証明書
研究又は教育の 補助業務	所定様式「研究又は教育にかかる補助業務の推薦書」(教員が記入・捺印したもの) 補助業務は公的なものに限る(個人的な関係に基づくものは不可)
社会貢献活動	公的機関からの委嘱状、団体の発行する活動証明書 など
その他全般	該当の証明書類で【学生本人の氏名】及び【業績の内容】【業績をあげた時期】等が 確実に確認できるものがが必要です。

7. 個人情報の保護について

申請書類に記載されている個人情報は、奨学金返還免除業務(日本学生支援機構への書類提出を含む)にのみ利用するものであって、その他の目的に使用することはありません。

また、一度提出した申請書類は、どのような事情があっても一切返却できません。コピーを取っておくことをお勧めします。

8．返還免除の対象業績一覧

別紙（修士課程用）別紙（博士後期課程）の項目のうち、法学研究科が定める業績（学内および学外の両方）が **対象業績** となります。自分のあげた業績が **対象業績** に該当するか否かは、法学研究科事務所に確認してください。可能な限り、学内および学外両方の業績を記入してください。

お問い合わせ	申請書類の形式的な作成に関する事項	学生部奨学課 TEL 03-3203-9701 E-Mail : menjo@list.waseda.jp
	対象業績に関する事項	法学研究科事務所 TEL 03-3232-3924
	進路報告に関する事項	キャリアセンター(学生会館3階) TEL 03-3203-4332